

2025 年 9 月 24 日

各 位

上場会社名 極東開発工業株式会社
代表者 取締役社長 布原 達也
(コード番号 7226)
問合せ先責任者 管理本部法務広報部長
藤本 丈司
(TEL 06-6205-7826)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社と当社子会社である日本トレクス株式会社(以下、両社)は、製造する「架装物」の販売をめぐるカルテルを結んでいた疑いがあるとして、2024 年 11 月 12 日、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以後、同委員会による調査に対し、全面的に協力してまいりましたが、本日両社は、上記の事案に関し、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたのでお知らせいたします。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、お客様やお取引先様、株主の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。今後は、グループをあげてコンプライアンスの徹底を図るとともに、内部管理体制を強化し再発防止に努め信頼の回復に取り組んでまいります。

また、本命令を厳粛に受け止め、信頼回復に向けて取組む姿勢を明確にするため、後述のとおり役員報酬の一部自主返納を行うことといたします。

記

1. 排除措置命令の概要

- (1) 当社製特装車製品の一部及び日本トレクス株式会社製トレーラの一部(以下、特定製品)に関して、他の違反行為者と共同して行った、販売価格を引き上げる旨の合意が消滅していることを確認すること及び、今後、他の事業者と共同して、特定製品の販売価格を決定せず、自主的に決めること。
- (2) (1)に基づいて採った措置を、両社の取引先である特定製品の最終需要者、販売業者等に通知し、かつ両社の従業員に周知徹底すること。
- (3) 今後、他の事業者と共同して、特定製品の販売価格を決定してはならない。
- (4) 今後、他の事業者と、特定製品の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。
- (5) 特定製品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに両社の役員及び従業員に対する周知徹底と、特定製品の販売活動に関する独占禁止法の遵守について

での、当該販売活動に従事する両社の役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなくてはならない。この措置については、(3)・(4)の措置が遵守されるために十分な内容でなければならない。

2. 課徴金納付命令の概要

課徴金 計 59 億 2,553 万円(当社:26 億 189 万円、日本トレクス株式会社:33 億 2,364 万円)を所定の納付期限である 2026 年 4 月 27 日までに国庫に納付すること。

(※なお、上記課徴金の額は、課徴金減免制度の適用により 30%減額されたものです。)

3. 再発防止措置及びコンプライアンス体制の強化

当社グループでは今回の独占禁止法(以下、同法)違反の事実を厳粛かつ重大に受け止め、再発防止及びコンプライアンス体制の見直しと法令違反の撲滅に向けた取り組みに向かって、役員及び従業員が一丸となり以下の課題に取り組んでまいります。

- (1) 取締役会において今後同法違反となる行為を一切行わないことを決議
- (2) 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会の設置
- (3) 再発防止のため同法遵守体制の整備に向けたロードマップを作成
- (4) 代表取締役社長から当社グループのすべての役員及び従業員に、コンプライアンスを徹底すべきことをトップメッセージとして発信
- (5) 同法遵守についての行動指針、社内規定(懲戒規定、リニエンシー規定、コンタクトルール等)の整備、役員及び従業員への周知
- (6) コンプライアンスマニュアル等の整備
- (7) 社外の弁護士と法務部門からなる調査チームにて、全ての営業関係者等を対象に、同法に違反するおそれのある行為の有無をアンケート調査
- (8) 全ての役員及び従業員を対象に、同法の遵守に係る教育・研修を定期的を実施
- (9) 公益通報者保護法に基づく内部通報制度の周知と制度利用の推奨
- (10) 定期的な内部監査の実施、内部監査体制の強化
- (11) 上記再発防止策の定期的な評価・アップデート

4. 役員報酬の自主返納

当社グループでは今回の事態を厳粛かつ重大に受け止め、本件の責任の所在を明確にするとともに、経営陣が同様の事態を厳に再発させないという強い意志・姿勢を示すため、代表取締役以下、当社の特装車事業及び日本トレクス株式会社のトレーラ事業に関わる次の役員 8 名の報酬の一部を自主返納することといたしました。

(1) 極東開発工業株式会社

代表取締役社長（1名）	月額報酬 30%	3ヶ月
代表取締役専務（1名）	月額報酬 10%	3ヶ月
取締役常務執行役員（1名）	月額報酬 20%	3ヶ月
執行役員（1名）	月額報酬 10%	3ヶ月

(2) 日本トレクス株式会社

代表取締役社長（1名）	月額報酬 30%	3ヶ月
取締役常務執行役員(1名)	月額報酬 10%	3ヶ月
取締役執行役員(2名)	月額報酬 10%	3ヶ月

5. 業績に与える影響

2025 年7月8日付「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしました通り、当第1四半期連結累計期間において、独占禁止法関連損失引当金繰入額 5,924 百万円を特別損失に計上しており、本件に伴う 2026 年3月期の連結業績予想及び配当予想の修正はありません。

以 上